

[事案 2021-177] 既払込保険料返還請求

・令和4年4月27日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人に不適切な行為があったこと等を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年1月に契約した限定告知型終身医療保険（契約①）、および令和元年10月に契約した定期保険（契約②）について、以下等の理由により、既払込保険料から募集人が負担した保険料を差し引いて返還してほしい。

- (1) 契約①について、告知に際して、糖尿病治療のための直近の入院歴を募集人に伝えたところ、告知は不要と言われたため告知しなかったが、給付金を請求するにあたって、告知義務違反であることが判明した。この募集人の行為は告知妨害にあたる。
- (2) 契約②について、毎月の保険料のうち10万円を募集人が支払う約束で契約し、約束した書面も作成したが、令和2年12月以降、募集人が保険料を持参しなくなったため契約が失効した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①の告知に際して、募集人が申立人代表者（以下「代表者」）から入院歴を聞いた事実はなく、募集人は告知書の内容を読み上げ、代表者は自分で健康状態を告知した。
- (2) 契約②の申込みに際して、募集人は代表者に毎月10万円を支払うような話はしていない。募集人は、代表者が用意した10万円を補てんすることを約束するような書面について、内容に同意はしていないが、その場のただならぬ雰囲気から逃れるため、やむを得ず拇印を押した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 本件の争点は、契約①については、代表者が入院していたことを知りながら募集人が不告知教唆または告知妨害などに相当する違法な勧誘手段をとったのか、契約②については、募集人が保険料の補てんなど禁止されている募集方法を申し出たのか、また、実際に補てんは行われたのかを含む、違法な勧誘行為の有無ということになる。
- (2) 本件の適正な解決は、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓のうえ、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、相手方当事者の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人（本人）尋問手続を経て、慎重な事実確認および法的な検討をすべきと考えられ、裁判外紛争解決機関である当審査会が行うのは妥当ではなく、裁判所の訴訟手続においてなされるべきである。